

《目次》

1. 消費者機構日本ニュースレター100号発行を迎えて
2. 消費者機構日本第10回通常総会と記念企画のご案内
3. セントラルスポーツ株式会社(フィットネスクラブ等運営事業者)のスクール会員規約及びフィットネス会員規約の是正協議を終了しました。
4. スポーツクラブNAS株式会社(フィットネスクラブ等運営事業者)の会員規約の是正協議を終了しました。
5. 消費者機構日本「被害情報対応委員会」開催報告
6. 消費者庁が消費者団体訴訟制度「差止請求事例集」を公表しました！
7. 適格消費者団体のホームページより <3月1日～3月31日更新分>

1. 消費者機構日本ニュースレター100号発行を迎えて

消費者機構日本 理事長 芳賀 唯史

新年度となり、皆様もあらたな心持でおすごしのことと存じます。

この度、会員の皆様向けに発行してまいりました本ニュースレターが100号を迎えることとなりました。第1号から第7号まではメールマガジンと言う名称で、第8号以降はニュースレターという名称で発行し、2005年(平成17年)1月の第1号発行から9年余で100号となりました。

これまで発行できましたのも、会員の皆様のご支援のおかげです。あらためて感謝申し上げます。

ニュースレターでご紹介した事案を振り返ってみますと、2005年(平成17年)9月の英会話学校への申入れが、当機構のはじめての申入れとなっています。その次は、2006年(平成18年)1月に予備校に対し学納金不返還条項の是正申入れを行い、この件については、是正が図られています。このような活動実績を積み重ねる中、消費者団体訴訟制度が実現し2007年(平成19年)6月に制度施行とあわせ、適格消費者団体の認定申請を行い、同年8月に適格消費者団体として認定を受けました。

その後も、差止請求や改善要請の活動を地道に進め、2014年(平成26年)3月末で、累計59件<適格認定以前の申入れ・要請事案8件、適格認定後の申入れ(差止請求)事案39件、要請事案12件)については是正をはかってまいりました。この間提起した差止請求訴訟は2件となっています。

当初は、2団体であった適格消費者団体は現在11団体となり、適格消費者団体がないブロック

2. 会 場 弘済会館 4階 「蘭」(上記総会会場と同じです。)
3. 参加費 無料
4. 次 第
- 14:30～14:35 [開会挨拶]
- 14:35～14:45 [第10回通常総会報告]
- 14:45～15:45 講演「消費者団体訴訟制度これまでの成果～差止請求事例集の解説～」
講師 消費者機構日本 専門委員 弁護士 本間 紀子 氏
- 15:45～16:45 講演「消費者裁判手続特例法の概要と同法施行に向けた準備」
講師 消費者庁消費者制度課 政策企画専門官 小田 典靖 氏

《正会員(個人・団体)の皆様へ》

正会員(個人・団体)の皆様には、5月下旬に「消費者機構日本第10回通常総会ならびに総会記念シンポジウムのご案内」を、総会議案書とあわせて別途お送りいたしますので、ご出欠については、そちらの「ご案内」に同封いたします書面にてご連絡くださいますようお願い申し上げます。

(以上)

3. セントラルスポーツ株式会社(フィットネスクラブ等運営事業者)のスクール会員規約及びフィットネス会員規約の是正協議を終了しました。

消費者機構日本はセントラルスポーツ株式会社(東京都中央区)に対して、当該事業者が使用するスクール会員規約及びフィットネス会員規約にある①軽過失免責条項、②会則の改定条項、③中途解約時の既払い会費の不返還条項、及び④施設の廃止又は施設の一部若しくは全部閉鎖時の既払い会費の不返還条項につき、是正を求めました。

当機構の是正要求に対し、当該事業者からスクール会員規約及びフィットネス会員規約を改定するとの回答書を受領したことから、本協議を終了しました。当該事業者は、改定後のスクール会員規約及びフィットネス会員規約を2014年4月1日から使用する予定とのことです。

当機構が是正を申入れた内容と当該事業者の回答及び改定後のスクール会員規約における条項は下記のとおりです。なお、本件につきましては、合意書を締結して協議を終了しました。

	当機構の申入れ内容	当該事業者の回答・スクール会員規約及びフィットネス会員規約の改定状況
申入れ事項①	○下記条項は、当該事業者に軽過失がある場合であっても、損害賠償責任を免責する条項であるところ、消費者契約法第8条1項1号および同3号に該当し、無効であり削除を求めます。 改定前のスクール会員規約第14条2項 本クラブは、メンバーが本クラブの施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本クラブに故意または重過失がない限り、責任は負いません。メンバー同士の本クラブ内外でのトラブルについても同様とします。	○当社に(軽)過失があれば法的責任があることを前提に現在も運用しており、その運用に沿って下記のとおり改定します。 改定後のスクール会員規約第14条2項 「故意または重過失がない限り」を「本クラブの責めに帰すべき事由がない限り」に改める。 改定後のフィットネス会員規約第20条第2項も同じ。

<p>申入れ事項②</p>	<p>○下記条項は、何らの周知期間等の条件もつけずに、一方的にスクール会員規約の変更を認めるものであるところ、消費者の権利を制限し、消費者の利益を一方的に変更するものであるので、消費者契約法第10条に該当し、無効であり削除を求めます。</p> <p>改定前のスクール会員規約第18条 本規約の改定及び変更は本クラブより為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全てのメンバーに及ぶものとします。</p>	<p>○運用上、1ヶ月前までに事前告知をした上で改定していたことから、運用に沿って下記のとおり改定します。</p> <p>改定後のスクール会員規約第18条 本規約の改定及び変更は本クラブより為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全てのメンバーに及ぶものとします。なお、本クラブが本規約の改定及び変更を行うときは、改定日の1ヶ月前までにその内容を施設内への掲示及び当社ホームページにてメンバーに告知するものとします。</p> <p>改定後のフィットネス会員規約第25条も同じ。</p>
<p>申入れ事項③</p>	<p>○下記条項は、会費を年一括払いで支払った者に対して、中途解約時に既払い会費を一切返還しない旨定めた条項であるところ、平均的損害額を超える損害賠償額の予定又は違約金を定める条項であり消費者契約法第9条1号に該当し、無効であり削除を求めます。</p> <p>改定前のフィットネス会員規約第12条 メンバーは、本クラブの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本クラブが定めるものとします。尚、一旦納入した会費等は返還しません。</p>	<p>○実務的には月割で精算し、返金していることから、運用に沿って改定します。</p> <p>尚書き以降を削除します。</p>
<p>申入れ事項④</p>	<p>○下記各条項は、施設の廃止や閉鎖、又は利用制限が生じた場合であっても何ら補償をしない旨定めた条項であるところ、施設の廃止や閉鎖、又は利用制限が生じた原因が、会社都合や会社の法令違反等、会社の責に帰するものである場合は事業者の債務不履行責任を全部免責するものとして消費者契約法第8条1項1号に該当し、無効であり、また、施設の廃止や閉鎖、又は利用制限が生じた原因が、天災等会社の責に帰さないものである場合は危険負担の問題として、民法第536条1項の適用に比し、信義則に反し消費者の利益を一方的に害する条項であり、消費者契約法第10条に該当し、無効であり、いずれの場合であっても無効であるから削除を求めます。</p>	<p>○運用と規約上の規定に違いがあるので、運用に沿って改定します。</p>

<p>改定前のフィットネス会員規約第19条</p> <p>本クラブは、次の事由により本クラブの一部又は全部を閉鎖することができます。尚、この場合、メンバーに対する補償は致しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本クラブの業務遂行に支障があるとき。 二 施設の改造又は補修工事实施のとき。 三 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢・経済状況の著しい変化があったとき。 四 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生じる事業が発生したとき。 五 その他やむを得ない事由が発生したとき。 	<p>尚書き以降を削除します。</p>
<p>改定前のスクール会員規約第13条</p> <p>本クラブは、次の事由により本クラブのスクールを廃止又は閉鎖することができます。尚、この場合、メンバーに対する補償は致しません。(1号ないし5号は、上記スクール会員規約第19条と同様のため省略)</p>	<p>尚書き以降を削除します。</p>

本件の詳細につきましては、当機構のHPに掲載されていますので、そちらもご確認いただければ幸いです。 http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_140310_03.html

(以上)

4. スポーツクラブNAS株式会社(フィットネスクラブ等運営事業者)の会員規約の是正協議を終了しました。

消費者機構日本はスポーツクラブNAS株式会社(東京都江東区)に対して、当該事業者が使用する会員規約にある①損害賠償免責条項、②諸規則の改定にかかる条項、③専属的管轄条項及び④閉鎖又は施設の全部若しくは一部の利用制限時の会費にかかる条項につき、是正を求めました。

当該事業者からは、当機構の申入れを受け入れて、会員規約を改定するとの回答書を受領したことから、本協議を終了しました。当該事業者は、改定後の会員規約を本年4月1日から使用することを予定しているとのことです。

当機構が是正を申入れた内容と当該事業者の回答及び改定後の会員規約の条項は下記のとおりです。なお、本件につきましては、合意書を締結して協議を終了しました。

	当機構の申入れ内容	当該事業者の回答・ 会員規約の改定状況
申 入 れ 事 項 ①	<p>下記2つの条項は、当該事業者に過失がある場合であっても、損害賠償責任を免責する条項であるところ、消費者契約法第8条1項1号および同3号に該当し、無効であり削除を求めます。</p> <p>改定前の会員規約第25条1項 本クラブ内で発生した紛失、盗難、傷害その他事故について会社は一切の責任を負わないものとします。</p> <p>改定前の会員規約第27条 会員およびビジターが本クラブの利用に際して生じた盗難については、会社は一切損害賠償の責を負いません。</p>	<p>下記の通り、改定します。</p> <p>改定後の会員規約第25条1項 本クラブ内で発生した紛失、盗難、傷害その他事故について、それが会社の責に帰すべき事由による場合を除き、会社は一切の責任を負わないものとします。</p> <p>改定後の会員規約第27条 会員及びビジターが本クラブの利用に際して生じた盗難については、それが会社の責に帰すべき事由による場合を除き、会社は一切損害賠償の責を負いません。</p>
申 入 れ 事 項 ②	<p>下記条項は、何らの周知期間等の条件もつけずに、一方的にクラブ会員会則の変更を認めるものであるところ、消費者の権利を制限し、消費者の利益を一方的に変更するものであるので、消費者契約法第10条に該当し、無効であり削除を求めます。</p> <p>改定前の会員規約第30条 会社は、本規約、細則、利用規定、その他本クラブの運営、管理に関する事項を改定することができます。また、その効力はすべての会員に適用されます。</p>	<p>下記の通り、改定します。</p> <p>改定後の会員規約第30条 会社は、本規約、細則、利用規定、その他本クラブの運営、管理に関する事項を改定することができます。また、その効力はすべての会員に適用されます。</p> <p>2. 前項の改定については、事前に施設内の所定の掲示場所に掲示することにより、会員に対し告知するものとします。</p> <p>3. 会費の改定、営業時間の変更等、重要な改定については、1ヶ月前までに、会員に対し、書面により告知するものとします。</p>

<p>申入 れ事 項</p> <p>③</p>	<p>下記条項は、当該事業者は全国各地にクラブを運営するにもかかわらず、当該事業者と会員との紛争につき、東京地方裁判所を専属的合意管轄とする点において、消費者の権利を制限し、消費者の利益を一方的に変更するものであるため、消費者契約法第10条に該当し、無効であり削除を求めます。</p> <p>改定前の会員規約第32条後段 会員と会社の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を当該訴訟の第一審専属的合意直轄裁判所とします。</p>	<p>左記の条項を削除します。</p>
<p>問 合 わ せ 事 項</p>	<p>会員規約第18条は、理由の有無等を問わず、会費等の支払い義務を規定しているところ、休業時（同23条）および閉鎖時（同24条）においても、その長短を問わず、会費支払い義務があると読むことができます。休業・閉鎖の長短を問わず、会費支払い義務はあるのでしょうか。</p> <p>改定前の第18条 2. 会費は、会社が別に定める金額の会費または受講料（休会・休室料を含む）を、会社所定の方法で支払うものとし、既納の会費または受講料は、原則として理由の如何を問わずこれを返還しません。 3. 利用の有無にかかわらず、退会月までは会費または授業料、年登録料、休会または休室料等の会費を支払わなければなりません。</p>	<p>下記の通り、改定します。</p> <p>改定後の会員規約第18条 左記条項は変更せず、第5項に「休業（第23条）及び施設の閉鎖（第24条）が連続7日間（但し、休館日を除く）を超える場合には、当該期間に相当する会費を返還します。」との規定を設定します。</p>

本件の詳細につきましては、当機構のHPに掲載されていますので、そちらもご確認いただければ幸いです。 http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_140310_02.html

(以上)

5. 消費者機構日本「被害情報対応委員会」開催報告

2013年度の被害情報対応委員会が3月13日（木）18：30から主婦会館プラザエフ5階会議室において開催されました。当日は、17名の委員が出席し、下記議題について意見交換を行いました。

- 集团的消費者被害回復制度の概要
- 2013年度事業報告と2014年度事業課題（案）
- 各ワーキンググループ・各検討チーム活動報告
- その他

現在、被害情報対応委員会には3つのワーキンググループと6つの事案別検討チームが設置されています。

当日の議題の「各ワーキンググループ・各検討チームの活動報告」では、第1ワーキンググループ（主にスクール契約、特定商取引法案件を検討）、第2ワーキンググループ（主に通信契約、美容医療の不当広告案件を検討）、フィットネスクラブ検討チーム、建築請負検討チームの各リーダーが2013年度の検討事案の進捗状況について報告を行いました。

その後の意見交換では、第2ワーキンググループの美容医療の不当広告案件に関して「どの部位の広告を検討対象としたのか」との質問に対して、リーダーから「まだ、検討対象部位は決まっていない。美容医療については景品表示法違反の不当広告に該当すると考えられるものが想像以上に多数あった。法律の専門家による分類作業後にワーキンググループの場で対象広告を絞り込んでいきたい。」との説明がありました。

(以上)

6. 消費者庁が消費者団体訴訟制度「差止請求事例集」を公表しました！

消費者庁は、この度、平成25年度に実施した「差止請求の成果の普及啓発事業」（消費者機構日本受託）の一環として、消費者団体訴訟制度「差止請求事例集」を発行し、都道府県・政令指定都市の担当部局と消費生活センター、主要な事業者団体・法律家団体・消費者団体（適格消費者団体を含む）にお届けするとともに、消費者庁HPにそのPDFデータを公表しました。

この「差止請求事例集」は、適格消費者団体の代表11名と、2名の事業者団体の代表、2名の学識者によって構成された「差止請求の成果の普及啓発検討会」においてとりまとめられたものです。

「差止請求の成果の普及啓発検討会」では、まずはじめに、各適格消費者団体が、適格認定を受けてから平成25年7月5日までに差止請求等の取組みを行い、それによって何らかの事業者による改善がはかられた111件の事例についてまとめ、それを事業内容毎に「解決形態」「差止内容（差止請求の対象）」「根拠条文」「是正措置の概要」の各項目毎に要約し、「成果事例一覧」として整理しました。そして、これら事例を業種別にくくって、具体的にどのような行為が差止めの対象となり、適格消費者団体はどのような根拠・理由でその差止めを求めたのか、そして事業者はどのように是正したのかについてポイント解説をしています。更に、これら事例を消費者契約法・特定商取引法・景品表示法それぞれの条文毎に横断的に分析し、適格消費者団体による差止請求の全体像を明らかにしました。この消費者団体訴訟制度「差止請求事例集」の構成（目次）は以下のようになっています。

はじめに

第1章 適格消費者団体による差止請求成果事例の全体像

第2章 適格消費者団体による主な差止請求の対象とそのポイント

第3章 適格消費者団体による差止請求の成果事例一覧

以上から、この消費者団体訴訟制度「差止請求事例集」は、消費者団体訴訟制度がスタートしてから6年余が経過しますが、適格消費者団体による差止請求の今日的な到達点を明らかにしたものとと言えます。消費者機構日本をはじめ、全国の適格消費者団体は、この到達点をしっかりと共有化し、今後の更なる活動の充実・強化につなげていきたいと考えています。

なお、この消費者団体訴訟制度「差止請求事例集」は、事業者の方々が、これまで慣例的に使用してきた契約書や、経験的に行ってきた勧誘、そして広告・表示について、自主的に見直しを

していただくために作成したものでもあります。同時に、消費生活相談員の皆様が、相談を受けた際、問題の原因となっている契約条項や勧誘、広告・表示について、それらが差止請求の対象となるのかどうかの判断の参考にしていただくために作成したものでもあります。業種別に 34 項目に分けて事例をコンパクトにまとめていますので、多くの事業者の方々、そして消費生活相談員の皆様に、是非、ご活用いただきたいと思いますと考えております。

この消費者団体訴訟制度「差止請求事例集」は、下記の URL からアクセスできますので、是非、ご一読いただければ幸いです。

差止請求事例集は下記から

<http://www.caa.go.jp/planning/25sashitomejirei.html>

7. 適格消費者団体のホームページより <3月1日~3月31日更新分>

本ニュースレターにおいて、消費者機構日本とその他の適格消費者団体が行っている事業者や業界団体等への申入れ・要請の活動についても、紹介させていただいております。各団体のホームページで、上記の間に公表された情報の見出しとリンク先をご案内しますので、詳細内容に関心のある方は、リンク先にアクセスしてください。

団体名 (ホームページアドレス)	公表情報＝申入れ・要請・公表等の概要 (詳細はリンク先アドレスで確認)
《消費者支援ネット北海道》 http://www.e-hocnet.info/index.php	※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。
《埼玉消費者被害をなくす会》 http://saitama-higainakusukai.or.jp/	※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。
《消費者機構日本》 http://www.coj.gr.jp/	<p>■3月13日 フィットネスクラブ等運営事業者の(株)コナミスポーツ&ライフのクラブ会員会則の是正協議を終了しました。詳しくは下記から。 http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_140310_01.html</p> <p>■3月13日 フィットネスクラブ等運営会社のスポーツクラブNAS(株)の会員規約の是正協議を終了しました。詳しくは上記を参照ください。 http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_140310_02.html</p> <p>■3月13日 フィットネスクラブ等運営事業者のセントラルスポーツ(株)のスクール会員規約及びフィットネス会員規約の是正協議を終了しました。詳しくは上記を参照ください。 http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_140310_03.html</p>
《全国消費生活相談員協会》 http://www.zenso.or.jp/index.html	※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。

<p>《消費者被害防止ネットワーク東海》 http://cnt.or.jp/</p>	<p>※本年1～2月にかけて申入書を提出し、3月に公表された2つの事案を以下に紹介します。</p> <p>■1月27日 ザ・グランドティアラ ゲストハウス大垣の披露宴・パーティーに関する約款のキャンセル料規定について見直しを求める申入書を提出しました。詳しくは下記から。 http://cnt.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2014/03/bf4bf99fcdcf02aae9d483d6f4481a7.pdf</p> <p>■2月17日 (株)サイブリッジが(株)トレンドーズから事業譲渡を受け、運営するウェブサイト「キレナビ」における医療行為に関する広告において、医療法及び景表法に鑑み不当ないし不適切と思われる内容の是正を求める申入書を提出しました。詳しくは下記から。 http://cnt.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2014/03/b4e2416a3436bc47fe8b39506e16917e.pdf</p>
<p>《京都消費者契約ネットワーク》 http://kccn.jp/index.html</p>	<p>■2月21日に大阪高等裁判所において(株)ベストブライダルに対する結婚式場解約金条項差止訴訟の控訴審判決が出されたとの公表がありました。詳しくは下記から。 http://kccn.jp/torikumi3.html</p>
<p>《消費者支援機構関西》 http://www.kc-s.or.jp/</p>	<p>■3月14日 貸衣装会社(株)レンタルブティックひろに対する差止訴訟の第4回裁判が行われました。詳しくは下記から。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000440</p>
<p>《ひょうご消費者ネット》 http://hyogo-c-net.com/</p>	<p>■3月10日 (株)朝日新聞社、(株)神戸新聞社、(株)産業経済新聞社、(株)日本経済新聞社、(株)毎日新聞社の5社に対して、新聞購読契約書の改善を求める申入れを行い、あわせて(株)読売新聞大阪本社に対して要望を行いました。詳しくは下記から。 http://hyogo-c-net.com/overture.html#140310</p>
<p>《消費者ネット広島》 http://www.shohinet-h.or.jp/</p>	<p>※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援機構福岡》 http://www.cso-fukuoka.net/</p>	<p>※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《大分県消費者問題ネットワーク》 http://oita-shohisyanet.jp/</p>	<p>※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。</p>

(宛 先) 消費者機構日本事務局
 (FAX) 03-5216-6077
 (住 所) 〒102-0085
 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ6階
 (メール) saitou@coj.gr.jp

消費者機構日本第 10 回通常総会・総会記念シンポジウム

総会傍聴・シンポ参加 申込書

会社名・団体名		電 話	
記入者のご氏名		F A X	
所属部署・役職		E - m a i l	
ご連絡先の住所	〒		

<傍聴・参加される方>

ご出席いただける企画の欄に○印をご記入の上、返信くださいますようお願い申し上げます。
 上記に記入された方のみが、ご参加の場合でも、確認のためご記入ください。

		第 10 回通常総会 傍聴	シンポジウム 参加
参加者の氏名	ふりがな		
お役職名			
参加者の氏名	ふりがな		
お役職名			
参加者の氏名	ふりがな		
お役職名			